

事務中級 第18分野 医療法人の会計

解説	・医療法人は毎会計年度終了後2ヶ月以内に決算を行い、財産目録、貸借対照表および損益計算書を作成し監事の監査を受け理事会等の承認を得て都道府県知事に届けなければならない。その場合、原則として病院を開設する医療法人にあっては「病院会計準則」により介護老人施設にあっては「介護老人保健施設会計・経理準則」により処理することとされている。病院会計準則の目的である、病院の経営成績及び財政状態を適正に把握し、病院経営の改善向上に資する事としている
	<病院会計準則における財務諸表の一般原則> 病院会計は、病院の経営成績および財政状態に関して真実な報告を提供するものでなければならない。 病院会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。 資本金と損益取引を明瞭に区分し、特に資本剰余金を利益剰余金とを混同してはならない。 病院会計は、財務諸表によって病院会計者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、病院の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。 病院会計は、その処理の原則及び手続きを每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。 病院の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて健全な会計処理をしなければならない。 出資者に対する報告のため、信用目的のため、租税目的のため監督官庁への提出のため等種類の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。
	<病院会計> 損益計算書および貸借対照表の原則を理解することが必要である。その原則の本質は費用および収益はその発生元に従って明瞭に分類し費用と収益の項目とを直接相殺することによって全部または一部を損益計算書より除去してはいけません。(第7条2項)資産・負債および資本は、総額によって記載することを原則とし資産に項目と負債または資本の項目とを相殺することによって全部または一部を貸借対照表より除去してはいけません。(第16条2項)とされている
	・法人の所得(事業所得;事業をしている場合に生じる所得→収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額)に対しては国税の法人税(現在の普通法人の法人税率は所得金額が800万以下までは22%、それを超える所得金額は30%)、地方税の法人住民税や法人事業税、その他消費税、印紙税、自動車税などがあり、法人税や法人住民税を除いておおむね税務上の費用として損金算入ができる。
	・税金の納付の遅れは延滞税、過少申告、無申告は加算税がかかる。また、源泉徴収した税金を納めなかった時は不納付加算税、悪質な所得隠しなどの税回避行為は重加算税がかかる。この場合の納付税金は損金算入ができない。日々の公正な会計処理と過去の帳簿・証憑類の整理が必要である
例題	病院会計準則における目的を述べなさい
解答	病院の経営成績及び財政状態を適正に把握し、病院経営の改善向上に資する事
例題	病院会計における損益計算書の規定を述べなさい
解答	損益計算書は病院の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を記載して医業活動から生じる医業利益を表示し、これに医業外活動から生じる利益を加えて経常利益を表示し、これに特別損益を加減して当期利益を表示しなければならない。
例題	病院会計準則における貸借対照表の規定を述べなさい

貸借対照表は貸借対照日におけるすべての資産・負債および資本を記載し病院の財政状態を正しく表示するものでなければならない。

解答

法人が納める税金の税区分と税務上の処理を下記に書き入れなさい

例題

税金の種類	税の区分	税務上の処理
法人税	○	○
法人住民税	○	○
法人事業税	○	○
消費税	○	○
固定資産税	○	○
不動産取得税	○	○
延滞税	○	○
加算税	○	○

解答

税金の種類	税の区分	税務上の処理
法人税	国税	損金に算入できない
法人住民税	地方税	損金に算入できない
法人事業税	都道府県税	損金に算入できる
消費税	国税・地方税	損金に算入できる
固定資産税	市町村民税	損金に算入できる
不動産取得税	都道府県税	損金に算入できる
延滞税	国税・地方税	損金に算入できない
加算税	国税・地方税	損金に算入できない